

議案第 68 号

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例
の制定について

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年 2 月18日 提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

（提案理由）

児童福祉法の一部改正に伴う被保険者の資格に関する規定の整備等を行おうとするものである。

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第1条 鎌倉市国民健康保険条例（昭和34年9月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条の2を次のように改める。

（被保険者としない者）

第1条の2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所している児童又は同法第27条第1項第3号の規定により里親に委託されている児童であつて、民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者がいないものは、被保険者としない。

第1条の3及び第1条の4を削る。

第4条第4号中「法」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」に改める。

第2条 鎌倉市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第1条の2中「規定により」の次に「小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは」を加える。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成21年4月1日から施行する。